

令和7年2月20日

国土交通大臣 殿

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

会長 永井 良一

全国産業資源循環連合会政治連盟

理事長 藤枝 慎治



### 建設汚泥、再生碎石の利用促進等に関する要望

#### ◇建設汚泥および再生碎石について

建設汚泥再生品やハイブリットソイル（建設汚泥再生品および再生碎石の混合建材）は建設資材として盛土等に利用できることから、当連合会では、これらの再生品が利用用途に応じた品質基準を満足するよう、品質管理の徹底に努めているところであるが、建設汚泥再生品及び、ハイブリットソイルの利用は進んでいない。

このままでは、汚泥処理施設は汚泥を受入れたとしても、製造した建設汚泥再生品やハイブリットソイルが利用されず、建設資材と称した汚泥の不法投棄、及び、土砂と偽装した残土処分場への搬入などの増加が懸念される。

また、廃コンクリートについては、主に再生碎石に再生され路盤材として利用されているが、道路等のインフラが整備されつつあり、その利用量は減少傾向にある。その一方で、老朽化した構造物の取り壊しにより、都市部を中心として廃コンクリートは年々増加している。このような、再生碎石の利用量が減少している中での、廃コンクリートの排出量の増加は、中間処理施設側の受入制限による建設工期の遅れなどの影響をもたらしている。

そのため建設汚泥や再生碎石、およびそれらを原料とする再生土木資材の利用促進が必要である。

以上のことから、次の2点について要望いたします。

1. 土砂を利用する工事においては、建設汚泥再生品やハイブリットソイルの利用を検討することなく、建設発生土を利用することができないよう、建設汚泥再生品やハイブリットソイルの利用も選択肢に入るようにすること。
2. 再生骨材コンクリートがレディミクストコンクリートのJIS認定工場により出荷できることにするなど、直轄工事が先導的に新たな用途での利用を促進すること。

※再生骨材コンクリートを使用する場合、再生骨材コンクリートのJIS表示認定製品を製造する工場から選定することが原則となっている。